

行政改革実施計画

自立したまちづくりを目指して

集中改革プラン

平成18年度～平成22年度

《補強・修正版》



平成22年1月

洞爺湖町

目 次

第1	行政改革実施計画(集中改革プラン)補強・修正の趣旨	1
第2	現在までの取組状況(平成20年度までの主な実績)	2
第3	補強・修正後の効果額一覧	3
第4	基本項目別プラン(改革の重点事項)総括表	4～8
第5	具体的な実施計画	
1	効率的な組織・機構	
(1)	組織機構の簡素合理化	9～10
(2)	組織の活性化	11～13
(3)	審議会、委員会等の活性化	14
2	定数管理・給与の適正化及び人材育成	
(1)	給与の独自削減	15
(2)	職員の定数管理	16～17
(3)	職員の意識改革と人材育成の推進	18～19
(4)	新たな人事管理の確立	20～22
3	健全な財政運営	
(1)	公共投資の重点化とコスト縮減	23～25
(2)	事務的経費の見直し	26～29
(3)	遊休財産の適正管理	30
(4)	補助金等の整理合理化	31
(5)	町税等の歳入確保と負担の適正化	32～36
4	効率的な事務事業の推進	
(1)	事務事業の再編・整理、廃止・統合	37～38
(2)	民間委託等の推進	39～41
(3)	各事務事業の改善推進	42～44
5	情報化の推進による行政サービスの向上	
(1)	インターネットを活用した住民サービスの向上	45
6	地域協働の推進・公正の確保と透明性の向上	
(1)	窓口事務の効率化と窓口サービスの充実	46
(2)	地域協働の推進	47
(3)	情報提供の推進	48

洞爺湖町行政改革大綱・実施計画

取組事項の追加・修正《補強・修正版》

第1 行政改革実施計画(集中改革プラン)補強・修正の趣旨

洞爺湖町は、行政改革大綱に掲げた「行政改革の重点事項」を集中的に実施するため、改革・改善の具体的な数値目標を定めた『洞爺湖町行政改革実施計画(集中改革プラン)』を策定し、行財政改革の推進を図ってきました。

しかしながら、毎年の公債費等(借金の返済)の償還が多額であることから、実質公債費比率が高率で推移しており、新たに制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率のうち、この比率で早期健全化団体(自主的に財政の健全化を図る)となることが確実な状況にあります。

また、洞爺湖町は、当該年度の収入で支出を賄ってはならず、家庭に置き換えれば、貯金である基金で収入を補ってんしています。この歳入不足は、合併以前の両町村共に抱えており、持続可能な財政運営を図るうえでは、この解消が必要不可欠です。この改善が図られなければ、貯金である基金が枯渇してしまい、累積赤字が早期健全化団体の基準を超える可能性も十分に考えられます。このような状況を打開するため、基準を超えた実質公債費比率の改善策はもとより、収支の均衡を図る改善策も盛り込んだ「財政健全化計画」を策定することとしました。

本書は、平成19年3月に公表した行政改革実施計画(集中改革プラン)の取組事項について、「財政健全化計画」と連動した新たな取組みを含めて計画内容を見直し、取組事項の追加及び修正とともに効果額の見直しを行い、補強・修正版として取りまとめたものです。

実施計画の期間

この実施計画は平成18年度から平成22年度までの5カ年とします。

実施計画の見直し

この実施計画改訂後に、状況の変化等により項目の追加又は変更の必要性が生じたときは、適宜修正を加え、改革を推進することとします。

実施計画の進行管理

この実施計画に掲げる項目の進行管理は、「洞爺湖町行財政改革推進本部」が行うものとします。

また進捗状況については、町民で構成する「洞爺湖町行財政改革審議会」に報告するとともに、広報誌やホームページ等により町民に公表することとします。

第2 現在までの取組状況(平成20年度までの主な実績)

平成 19 年 3 月の計画策定から平成 20 年度までの主な行政改革の取組状況

【組織機構の再編】

- ◇H18.4 2部14課体制（本庁：2部10課、総合支所：4課）
- ◇H19.4 2部12課体制（本庁：2部10課、総合支所：2課）
- ◇H20.4 2部10課体制（本庁：2部10課）
- ◇H21.4 部制の廃止、グループ制の試行的導入
11課体制（本庁：11課）、11課のうち6課にグループ制導入（13グループ）

【人件費の抑制】

- ◇特別職給与の減額（15%の給与減額を実施：H19、H20）＊21年度も継続実施中
- ◇職員給与の抑制（平均9.2%の給与独自削減を実施：H19、H20）＊21年度も継続実施中
- ◇委員会報酬の改正（H19.4）
・日額（委員長7,400円⇒4,000円、委員6,400円⇒3,500円）

【人員体制の見直し】

- ◇勸奨退職制度の活用（H18：1人、H19：4人、H20：7人）
- ◇退職者の不補充（職員の削減）

「職員数の推移」

	H18	H19	H20	H21	行政改革実施計画との対比
職員数（4／1）	184人	181人	175人	165人	計画目標のH21：170人に対し、実数162人となり、計画を上回る減員22人を達成した。
＊出向者の戻り	—	1人	—	—	
退職者の数	△4人	△6人	△10人	△3人	
職員数（3／1）	180人	175人	165人	162人	

- ◇職員提案制度の創設（H19.8）
- ◇職員の能力開発（北海道庁との職員交流の実施）

【施策の再構築(事務事業の見直し)】

- ◇パブリックコメント制度の導入（H19.4）
- ◇文書管理システムの導入（H19.4）
- ◇経営会議の設置（H19.10）
- ◇事務事業評価制度の導入
・H19：176事務事業を評価（試行的な実施）
- ・H20：233事務事業を評価

- ・ 気象情報の有料取得廃止
- ・ コンポスト購入補助事業の終了
- ・ 国際彫刻ビエンナーレ事業の休止
- ・ こん虫等駆除事業の縮小（負担見直し）
- ・ 資源ゴミ集団回収助成事業の縮小
- ・ 観光協会補助事業の縮小
- ・ 西山、金比羅火口散策路管理事業の縮小
- ・ 公用車の削減
- ・ 水道事業徴収委託業務の廃止 ほか

- ◇管理的経費の削減（コピー機器削減10台、コピー用紙、ファイルの削減ほか）

【歳入の確保】

- ◇広報紙広告掲載要綱（H18.11）に基づく歳入確保（H18～H20：16件）
- ◇広告掲載要綱（H19.7）に基づく歳入確保（H19～H20：4件）

第3 補強・修正後の効果額一覧

(単位：千円)

取組項目	効果額 []は各区分ごとの計			
	歳入		歳出	
	(当初)	修正後	(当初)	修正後
1 効率的な組織・機構の編成			[△9,600]	[△17,320]
(1) 組織機構の簡素合理化				
(2) 組織の活性化				
(3) 審議会、委員会等の活性化			△9,600	△17,320
2 定数管理・給与の適正及び人材育成			[△581,569]	[△794,440]
(1) 給与の独自削減			△450,000	△594,906
(2) 職員の定数管理			△131,569	△199,534
(3) 職員の意識改革と人材育成の推進				
(4) 新たな人事管理の確立				
3 健全な財政運営		[116,388]	[△236,500]	[△101,173]
(1) 公共投資の重点化とコスト縮減			△10,000	△16,206
(2) 事務的経費の見直し			△226,500	△81,967
(3) 遊休財産の適正管理		14,000		
(4) 補助金等の整理合理化				△3,000
(5) 町税等の歳入確保と負担の適正化	60,000	102,388		
4 効率的な事務事業の推進		[6,000]		[△177,080]
(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合				△170,902
(2) 民間委託等の推進				△4,178
(3) 各事務事業の改善推進		6,000		△2,000
5 情報化の推進による行政サービスの向上				
(1) インターネットを活用した住民サービスの向上				
6 地域協働の推進・公正の確保と透明性の向上				
(1) 窓口事務の効率化と窓口サービスの充実				
(2) 地域協働の推進				
(3) 情報提供の推進				
効果額の合計	60,000	122,388	△827,669	△1,090,013
修正額計		62,388		△262,344

年度別効果額一覧表

(単位：千円)

改革目標値 (効果)	合計		H18	H19	H20	H21	H22
	歳入	122,388	160	47,298	16,110	17,390	41,430
	歳出	△1,090,013	△3,636	△181,585	△268,986	△305,434	△330,372

第4 基本項目別プラン(改革の重点事項)総括表

1 効率的な組織・機構の編成	
<p>1-1 組織機構の簡素合理化</p> <p>《21年度以降の改革》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇部制の廃止 (21年度) ◇グループ制の導入 (21年度) 	<p>《20年度までに導入・実施⇒ 継続》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆課の統廃合 ◆組織のスリム化を前提とした人員配置
<p>1-2 組織の活性化</p> <p>《21年度以降の改革》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇政策実現を運営管理できる仕組みづくり (プロジェクトチーム等) ◇組織活性化を図る超課的応援体制の確立 	<p>【20年度までに導入・実施⇒ 継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆職員提案制度の導入 (19年度)
<p>1-3 審議会、委員会等の活性化</p> <p>《21年度以降の改革》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇女性委員の登用 ◇委員公募の推進 	<p>【20年度までに導入・実施⇒ 継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆委員報酬の見直し (19年度)
2 定員管理・給与の適正化及び人材育成	
<p>2-1 給与の独自削減</p> <p>《21年度以降の改革》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇給与削減 (21年度) の拡大実施 (22年度) 	<p>【20年度までに導入・実施⇒ 継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆給与独自削減の実施 (19、20年度)
<p>2-2 職員の定数管理</p> <p>《21年度以降の改革》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇職員の定数管理計画策定 (21年度) 	<p>【20年度までに導入・実施⇒ 継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆嘱託・臨時職員の適正管理
<p>2-3 職員の意識改革と人材育成の推進</p> <p>《21年度以降の改革》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇人材育成方針の策定 (22年度) ◇職員の意識改革と資質の向上 	<p>【20年度までに導入・実施⇒ 継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆職員の意識改革と資質の向上
<p>2-4 新たな人事管理の確立</p> <p>《21年度以降の改革》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇希望降任制度の導入 (21年度) ◇人事評価制度の導入 	<p>【20年度までに導入・実施⇒ 継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆勤奨退職制度の積極的活用

3 健全な財政運営

3-1 公共投資の重点化とコスト縮減

《21年度以降の改革》

- ◇実質公債費比率を18%以下に改善
- ◇普通建設事業の抑制
- ◇バス事業の見直し

【20年度までに導入・実施⇒ 継続】

- ◆公共施設の保守管理の見直し
- ◆経営会議の設置（19年度）

3-2 事務的経費の見直し

《21年度以降の改革》

- ◇本庁舎管理業務の見直し（21年度）
 - ・職員による土日祝祭の日直、庁舎内清掃
- ◇施設の維持管理経費の削減
 - ・火葬場の統合（21年度）
 - ・給食センターの統合（24年度）
 - ・保育所の統合検討
 - ・公衆浴場「松の湯」の廃止（24年度）
- ◇経常的経費の見直し
 - ・ロードヒーティング区間調整（一部廃止）
 - ・街路灯等の総点検と設置見直し
 - ・集会所設置備品（テレビ等）の検討
 - ・管理経費節減に向けた公園管理の検討
- ◇内部管理経費の削減
 - ・庁舎等の電気料節減（監視装置検討）
 - ・郵便料等の削減の検討
- ◇地元育成業者の定義と範囲の明確化

【20年度までに導入・実施⇒ 継続】

- ◆電子決済システム導入による消耗品削減
- ◆電子メール活用による通信費の削減
- ◆公用車の一括管理及び台数削減
- ◆事務機器の削減（コピー機等）
- ◆職員への被服貸与凍結（19年度～）
- ◆総合支所庁舎管理業務の見直し（庁舎警備業務の一元化：19年度）

3-3 遊休財産の適正管理

《21年度以降の改革》

- ◇廃校施設の利活用
- ◇町有地等の売却（22年度～）
- ◇町有林間伐材の売却（22、23年度）
- ◇温泉源の有効活用

【20年度までに導入・実施⇒ 継続】

- ◆普通財産の売却

3-4 補助金等の整理合理化

《21年度以降の改革》

- ◇抜本的な見直し（22年度）

【20年度までに導入・実施⇒ 継続】

- ◆一律カットの実施

3-(5) 町税等の歳入確保と負担の適正化

《21年度以降の改革》

- ◇ソフト事業の受益者負担見直し(21年度)
 - ・放課後児童クラブ受益者負担見直し
 - ・一般入浴事業見直し
 - ・高齢者入浴助成事業見直し
 - ・松の湯管理運営事業見直し
- ◇公共施設の減免、減額の見直し
(集会施設・社会教育施設・社会体育施設)
- ◇堆肥の有料化(花美館)21年度
- ◇町民無料施設の有料化(22年度)
(社会教育施設・社会体育施設)
- ◇学校開放事業の有料化(22年度)
- ◇保育料の見直し(22年度)
- ◇広報紙等の町外送料の徴収
- ◇町有地の有料駐車場化を検討
- ◇役場庁舎等の多目的スペースの有効活用
- *高齢者交通費助成事業の有料化(23年度)
- *固定資産税超過課税の実施(24、25年度)
- *国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル等に対する減免措置の見直し(27年度)

【20年度までに導入・実施⇒ 継続】

- ◆有料広告による収入確保
 - ・広報紙(18年度)
 - ・ホームページ広告(19年度)
- ◆コンビニエンス収納の実施(20年度)

4 効率的な事務事業の推進

4-1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

《21年度以降の改革》

- ◇事務事業の再編・整理、統合・廃止
 - ・単独事業見直し（長寿祝い金）21年度
 - ・花美館のあり方を検討（21年度）
 - ・町立高校のあり方を検討（21年度～）

【20年度までに導入・実施⇒ 継続】

- ◆各課への行政改革担当の配置（19年度）
- ◆事務事業評価制度の導入（19年度）

4-2 民間委託等の推進

《21年度以降の改革》

- ◇指定管理者制度の導入（21年度）
- ◇公共施設の里親制度導入の検討
- ◇広域連合による共同事務の検討を進める。

【20年度までに導入・実施⇒ 継続】

4-3 各事務事業の改善推進

《21年度以降の改革》

- ◇外郭団体の経営健全化
 - ・土地開発公社の健全化
 - ・第三セクターの自立
- ◇公営企業、特別会計の経営健全化
- ◇国民健康保険税の統一化（21年度～）
- *下水道料金の改正（25年度～）

【20年度までに導入・実施⇒ 継続】

- ◆文書管理システムによる経費節減、効率化

5 情報化の推進による行政サービスの向上

5-1 インターネットを活用した住民サービスの向上

《21年度以降の改革》

- ◇オンラインによる住民サービスの向上
 - ・ホームページの充実

【20年度までに導入・実施⇒ 継続】

- ◆オンラインによる住民サービスの向上
 - ・申請用紙の一部電子化
 - ・施設予約の一部電子化

6 地域協働の推進・公正の確保と透明性の向上

6- (1) 窓口事務の効率化と窓口サービスの充実

《21年度以降の改革》

- ◇ 窓口事務の効率化とサービスの充実
 - ・ 窓口レイアウト、業務フローの改善
 - ・ 総合業務マニュアルの作成

【20年度までに導入・実施⇒ 継続】

6- (2) 地域協働の推進

《21年度以降の改革》

- ◇ 各種団体等と連携したまちづくりの推進
- ◇ モニター制度導入に向けた調査研究

【20年度までに導入・実施⇒ 継続】

- ◆ パブリックコメント制度の導入(19年度)

6- (3) 情報提供の推進

《21年度以降の改革》

- ◇ 広報紙、ホームページによる情報公開充実

【20年度までに導入・実施⇒ 継続】

- ◆ 広報紙、ホームページによる情報公開充実

具体的な実施計画

項目番号	01	改革の具体的施策	1-(1)組織機構の簡素合理化			
		実施項目	わかりやすい職制・機構への改革			
現状・課題	当初	<p>現行の職制は、部長職から主事補までの7段階に分かれている。機構は合併による効果を反映させ2部1支所21課体制となっている。今後は職員減少に伴う組織体制の整備や多様化する行政需要に対応するため、迅速で質の高い行政サービスを提供できる体制が必要である。</p>				
	現状 (21年4月)	<p>部制を廃止するとともに、本庁11課のうち6課でグループ制(13グループ)を試行的に実施した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>H18.4 2部14課 〔本庁 2部10課 支所 4課〕</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>H19.4 2部12課 〔本庁 2部10課 支所 2課〕</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>H20.4 2部10課 〔本庁 2部10課〕</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>H21.4 11課 〔本庁 11課 *6課に13グループ〕</p> </div> </div>				
改革の内容	当初	<p>職員数が減少する中で効率的に業務を行うため、町民にとってわかりやすい職制・機構を目指し、部制の必要性や課の統廃合の検討又は、スタッフ制・グループ制の本来目的に添った導入や管理職の範囲の見直しについて、調査検討を実施する。</p>				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		スタッフ制・グループ制の検討		スタッフ制・グループ制の導入		
	継続的な組織・機構の再編の検討及び実施					
	(修正)				<ul style="list-style-type: none"> ・部制廃止 ・グループ制の試行導入 	
目標	当初	平成18年度における部課数に対して、3割以上の削減				
効果	当初	1 管理職の削減 2 町民サービスの向上 3 事務処理・意思決定の迅速化				
担当する課	総務課 管理課					

具体的な実施計画

項目番号	02	改革の具体的施策	1-(1)組織機構の簡素合理化			
		実施項目	職員配置の適正化			
現状・課題	当初	本庁93名、総合支所23名、温泉支所3名、出納室2名、議会事務局3名、農業委員会事務局1名、教育委員会事務局57名である。新たに策定する定員適正化計画に基づく職員配置が必要となっている。				
	現状 (21年4月)	本庁90名、総合支所7名、温泉支所4名、会計管理者・係2名、議会事務局3名、農業委員会事務局1名、教育委員会事務局52名となっている。(本庁11課、教育委員会2課)				
改革の内容	当初	合併協議における本庁及び支所等を中心とした役割・機能について、町民サービスや町民対応又は本来あるべき本庁及び支所等のあり方等を念頭に、組織のスリム化を前提とした適正な人員配置を行う。				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標	当初	<ol style="list-style-type: none"> 1 本庁及び支所等の窓口サービスの見直し 2 各施設等のスリム化 3 サービス水準を維持する人員配置 				
効果	当初	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民に対するサービスの均衡と組織のスリム化 2 施設の有効利用と経費節減 				
担当する課	総務課 管理課					

具体的な実施計画

項目番号	03	改革の具体的施策	1-(2)組織の活性化			
		実施項目	重点施策に対応できる組織機能強化			
現状・課題	当初	<p>刻々と変化する社会情勢の中、町民の要望を的確に捉え、課題に応じた迅速な企画立案を行える行政運営が求められている。</p>				
改革の内容	当初	<p>政策の実現を運営管理できる仕組みが必要なことから、行政課題に応じた次の組織を設置し積極的な活用を行う。</p> <p>1 策定委員会：主要計画を策定するための調査研究及び計画立案を行う組織</p> <p>2 検討委員会：庁内部局の課題について検討する組織</p> <p>3 プロジェクトチーム：短期間で処理すべき課題を解決するための立案を行う組織</p>				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 規程の策定体制の確立 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 90%; margin: auto;"> 実 施 ・ 継 続 </div>			
目 標	当初	<p>行政課題に応じた3つの組織（策定委員会、検討委員会、プロジェクトチーム）の積極的活用</p>				
効 果	当初	<p>1 弾力的な組織運営 2 人材の有効活用</p>				
担当する課	全 課					

具体的な実施計画

項目番号	04	改革の具体的施策	1-(2)組織の活性化			
		実施項目	超課的協力体制の確立			
現状・課題	当初	<p>行政組織規則に基づき業務を実施しているが、イベント等の場合は手伝い等で協力実施している。組織を活性化させるために、課を超えた協力体制が必要となっている。</p>				
改革の内容	当初	<p>組織の活性化を図るため、超課的な応援体制を確立し効率的かつ効果的に事務事業を執行するための規程を整備し、次の事務事業について応援体制を確立する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 限られた期間内に円滑かつ迅速に処理する必要がある事務事業 2 大規模な式典又は行事 3 専門的な知識又は技術を必要とする事務事業 				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		規程の策定 体制の確立	実 施 ・ 継 続			
目 標	当初	超課的な応援体制の確立と効率的な行政体制の推進				
効 果	当初	効率的かつ円滑的な事務執行が図られる。				
担当する課	全 課					

具体的な実施計画

項目番号		05	改革の具体的施策	1-(2)組織の活性化					
			実施項目	職員提案の実施と反映の仕組み検討					
現状・課題	当初	<p>試行的に事務事業改革の提案を実施しているが提案数は少ない。職員提案の仕方やノウハウを勉強する機会を設け、職員自らが考え行動し少しでも提案し何かを変えようとする意識を持たせることが必要である。</p>							
改革の内容	当初	<p>組織の活性化を図るため、次の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員提案の仕方やノウハウを勉強する機会を設ける。 2 自由に誰でも提案できる環境をつくる。 3 提案を業務に反映させることを検討する組織の設置 							
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 組織の設置と仕組みの検討 </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; margin: auto;"> 職員勉強会・自由に提案できる環境の構築 </div>				
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; margin: auto;"> 試行的な実施、見直し、継続 </div>							
目標	当初	<p>1 事務改善意識の高揚 2 職員の業務に関する研究心の向上</p>							
効果	当初	<p>職員の資質向上</p>							
担当する課	<p>総務課</p>								

具体的な実施計画

項目番号		06	改革の具体的施策		1-(3)審議会等の活性化		
			実施項目		審議会等の活性化		
現状・課題	当初	審議会・委員会等については、合併時にある程度再編されている。今後は審議会・委員会等の活性化のため、委員の選任方法や委員報酬のあり方について検討する必要がある。					
	当初	審議会、委員会等の活性化を図るため、更なる男女共同参画に伴う女性委員の登用の拡大や公募委員の推進を図る。また、委員報酬は実働時間に応じた見直しの検討を実施する。					
改革の内容	(修正)	委員報酬の改正(平成19年4月) ◇委員長報酬(日額)7,400円⇒4,000円(△3,400円) ◇委員報酬(日額)6,400円⇒3,500円(△2,900円)					
	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
年度別計画	当初						
	当初	1 委員報酬の会議時間(4時間以内)に応じた半額支給の実施 2 委員数を10人以内に抑制 3 女性委員の登用拡大と公募制度の推進					
効果	当初	1 審議会の活性化 2 経費の節減 報酬の半額支給による効果 △2,400千円 △2,400千円 △2,400千円 △2,400千円					
	(修正)	報酬の見直しによる効果 △4,330千円 △4,330千円 △4,330千円 △4,330千円					
担当する課		全 課					

具体的な実施計画

項目番号		07	改革の具体的施策	2-(1)給与の独自削減		
			実施項目	給料、諸手当等の見直し		
現状・課題	当初	合併時において、給与の総点検を行い特殊勤務手当の廃止を含む見直しをしたが、さらに国に準拠し給料表の水準を全体として平均 4.8%引下げ、職責に応じた給料表になるよう見直しを行ったところである。しかし、合併後の厳しい財政事情や国の動向を勘案すると、中期的な財政見通しをたて、さらなる給料・手当て等の削減が必要である。				
改革の内容	当初	給与の独自削減を実施する。				
	(追加)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 注) 22年度以降の給与削減(削減額の拡大実施)については、現在、職員組合と交渉中である。 </div> 財政健全化のため、平成19年度から実施している給与の独自削減額を22年度に拡大し実施する。(特別職:H19~H21 △15%、一般職:H19~H21 △9.2%) ◇特別職給与の削減拡大 ⇒平成22年度 現状の二倍(30%)の削減 ◇一般職給与の削減拡大 ⇒平成22年度 現状の二倍程度の削減 <hr/> 【平成23年度以降】 ◇平成22年度に拡大実施する給与の独自削減(特別職 △30%、一般職 現状の二倍程度の削減)を平成26年度まで継続して実施する。				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	(追加)	条例整備	実 施			削減額を拡大して継続実施
目標	当初	財政健全化				
効果	当初		△150,000千円	△150,000千円	△150,000千円	
	(修正)		△129,281千円	△144,931千円	△125,694千円	
	(追加)	◇特別職の給与削減 ◇一般職の給与独自削減	平成22年度 平成22年度	△15,000千円 △180,000千円		△195,000千円
担当する課		総務課				

具体的な実施計画

項目番号	08	改革の具体的施策		2-(2)職員の定数管理																																																							
		実施項目		職員定数の適正化計画の策定																																																							
現状・課題	当初	<p>定数条例により議会事務部局3名、町長事務部局121名、選挙管理委員会事務部局2名、監査委員事務部局1名、農業委員会事務部局3名、教育委員会事務部局及び教育関係職員78名、企業職員6名となっている。新町建設計画の職員計画を基本に、国の諸方針等を考慮し新たな定員適正化計画を策定する必要がある。</p>																																																									
改革の内容	当初	<p>新町建設計画の職員計画を基本に、必要最小限の職員採用を見極めつつ新たな定員適正化計画（事務量調査を含む。）を策定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: left;">平成18年度から平成22年度における自然退職等の推移</th> <th colspan="2" style="text-align: right;">職員は4月1日現在</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 15%;">現有職員数</th> <th style="width: 10%;">定年退職数等</th> <th style="width: 10%;">採用者</th> <th style="width: 10%;">削減者数</th> <th style="width: 45%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td style="text-align: center;">197</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td rowspan="2">年度中の自己都合退職、死亡退職</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td style="text-align: center;">193</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td style="text-align: center;">190</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td style="text-align: center;">187</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td style="text-align: center;">183</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>平成23年4月1日 177人</td> <td style="text-align: center;">△20</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">△20</td> <td>職員総数には教員13人、企業職員6人を含む。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">◎平成18年4月1日（197人）を基準とする平成23年4月1日（177人）の削減率 10.15%</p>					平成18年度から平成22年度における自然退職等の推移				職員は4月1日現在		年度	現有職員数	定年退職数等	採用者	削減者数	説明	平成18年度	197	0	0	—	年度中の自己都合退職、死亡退職			4	0	4	平成19年度	193	3	0	3		平成20年度	190	3	0	3		平成21年度	187	4	0	4		平成22年度	183	6	0	6		計	平成23年4月1日 177人	△20	0	△20	職員総数には教員13人、企業職員6人を含む。
	平成18年度から平成22年度における自然退職等の推移				職員は4月1日現在																																																						
	年度	現有職員数	定年退職数等	採用者	削減者数	説明																																																					
平成18年度	197	0	0	—	年度中の自己都合退職、死亡退職																																																						
		4	0	4																																																							
平成19年度	193	3	0	3																																																							
平成20年度	190	3	0	3																																																							
平成21年度	187	4	0	4																																																							
平成22年度	183	6	0	6																																																							
計	平成23年4月1日 177人	△20	0	△20	職員総数には教員13人、企業職員6人を含む。																																																						
(修正)	◇定員適正化計画に基づいて職員の適正配置と職員数の削減を図る。																																																										
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度																																																					
	定員適正化計画の策定			定員適正化計画に基づく実施																																																							
(修正)	職員定数の削減実施																																																										
(修正)	<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画の策定 ・定員適正化計画に基づく実施 																																																										
目標	当初	退職予定△4人	退職予定△3人	退職予定△3人	退職予定△4人	退職予定△6人																																																					
効果	当初		△32,589千円	△53,486千円	△87,348千円	△131,569千円																																																					
	(修正)	退職者 △4人	退職者 △6人 △32,324千円	退職者 △10人 △79,218千円	退職者 △3人 △169,060千円	退職者 △5人 △199,534千円																																																					
担当する課	総務課 管理課																																																										

具体的な実施計画

項目番号	09	改革の具体的施策	2-(2)職員の定数管理			
		実施項目	嘱託・臨時職員の適正活用			
現状・課題	当初	<p>臨時・嘱託職員の雇用については増加している傾向にあるが、今後は業務内容に対する職種の点検や業務内容を明確にする必要がある。</p>				
改革の内容	当初	<p>嘱託・臨時職員を適正に活用するため、次の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務内容に対する職種区分の再点検の実施 2 嘱託・臨時職員と正職員の職責範囲の明確化 				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="margin: 0;">適正活用の検討・実施</p> </div>				
目標	当初	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務範囲の明確化 2 年間業務量の検証による適正活用 				
効果	当初	<p>職員の適正配置</p>				
担当する課	総務課 全課					

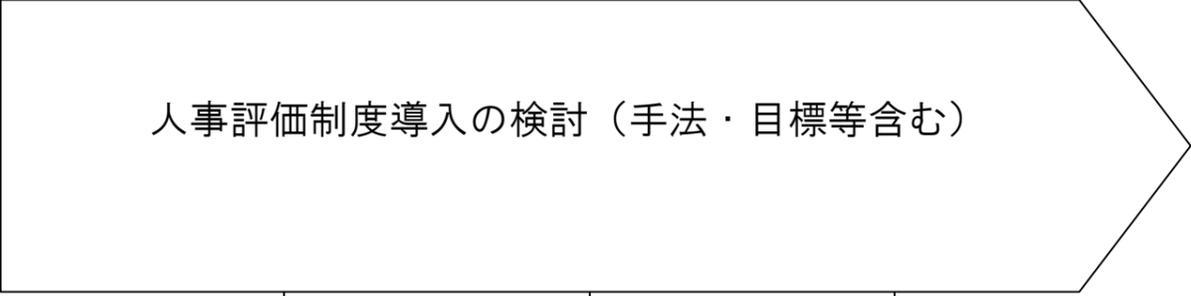
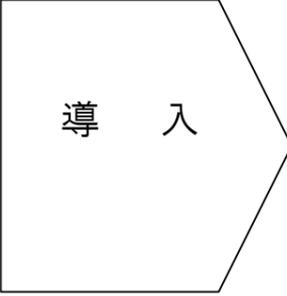
具体的な実施計画

項目番号	10	改革の具体的施策	2-(3)職員の意識改革と人材育成の推進			
		実施項目	職員の意識改革			
現状・課題	当初	町民サービスの向上と行政効率の無駄をはぶくため町民、税金、仕事、時間に対する職員の意識を改革する必要がある。				
改革の内容	当初	<p>職員の意識を改革するため、次の4つの項目に基づき全ての実施項目（行政改革大綱における項目）を実行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町民に対する意識改革（顧客主義、マネジメント意識） 2 税金に対する意識改革（コスト意識） 3 仕事に対する意識改革（成果主義、問題意識、危機意識、チャレンジ精神、先送り・前例踏襲・縦割主義の排除） 4 時間に対する意識改革（スピード・コスト意識） 				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin: 0 auto; position: relative;"> 実 施 ・ 継 続 } </div>				
目標	当初	実施項目（行政改革大綱における項目）の実行（しごとの改革、ひとの改革、しくみの改革）				
効果	当初	職員の意識改革と資質の向上				
担当する課	全 課					

具体的な実施計画

項目番号	11	改革の具体的施策	2-(3)職員の意識改革と人材育成の推進			
		実施項目	職員研修の充実			
現状・課題	当初	<p>予算の範囲内において研修を実施している。町民要望を的確に把握し、それを政策化する立案能力と町民にわかりやすく提示し理解を求めることができる能力が一層要求されていることから、限られた人員で多種多様な行政需要に対応できる職員の育成が必要である。</p>				
改革の内容	当初	<p>職員の能力開発を総合的・効率的に推進するため、次の項目を含めた人材育成に関する基本方針を策定し、「自ら考え行動する職員」の育成を図る。</p> <p>1 研修成果の人事への反映</p> <p>2 事後（数年後）における研修成果の業務への反映状況の報告</p>				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		人材育成方針の策定		方針に基づく実施・継続		
		職員研修の実施・内容の充実				
目標	当初	自ら考え行動する職員の育成				
効果	当初	1 多様な人材の育成・確保		2 職員の能力開発		
担当する課	総務課					

具体的な実施計画

項目番号	12	改革の具体的施策	2-(4)新たな人事管理の確立			
		実施項目	人事評価制度導入の検討			
現状・課題	当初	<p>職員の一人ひとりの職務能力を高め、その能力を最大限に発揮して質の高い行政サービスを提供していくため、国の公務員制度改革の動きを注視しつつ、能力、業績を適切に反映する人事評価制度を構築する必要がある。また、職員の知識・経験の向上や勤労意欲を高め、組織の活性化を図るためにも、定期的な人事異動方法の検討が必要である。</p>				
改革の内容	当初	<p>職員の意欲を高めるため、目的や手法を整理したうえで人事評価を試行的に導入する。また、導入にあたっては行政評価の確立、職員教育の実施及び人事異動の方針についても並行して実施する。</p>				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
						
目標	当初	適正な人事評価				
効果	当初	勤務意欲・職員能力の向上				
担当する課	総務課					

具体的な実施計画

項目番号		13	改革の具体的施策		2-(4)新たな人事管理の確立		
			実施項目		勧奨退職制度の積極的活用		
現状・課題	当初	勧奨退職制度は現行においても訓令を設け運用している。職員個々における人生設計や生活設計等の選択肢の幅を広げるためにも、制度の拡大は必要である。					
	現状 (21年4月)	<p>勧奨退職制度の拡大実施により、平成18年度1名、平成19年度4名、平成20年度7名が勧奨による退職となった。</p> <p>* 洞爺湖町職員特別勧奨退職要綱(H20.4.7 施行・H21.3.31 失効)</p>					
改革の内容	当初	退職手当組合の規約に準じて、制度を拡大し実施する。(対象年齢の引き下げ)					
	(修正)	定員適正化計画を基本とし、職員の年齢構成のバランス等を図るうえからも勧奨制度を運用する。					
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
目標	当初	<p>1 合併協議における職員数の実現</p> <p>2 職員年齢層の均一化の実現</p>					
効果	当初	人件費の削減					
担当する課		総務課					

具体的な実施計画

項目番号	14	改革の具体的施策	2-(4)新たな人事管理の確立			
		実施項目	希望降任制度の導入の検討			
現状・課題	当初	希望降任制度は実施していない。職員の勤務意欲向上のためにも、仕組みを検討する必要がある。				
	現状 (21年4月)	平成21年4月から希望降任制度を導入・実施している。 * 洞爺湖町職員希望降任制度実施要綱(H21.4.15 施行)				
改革の内容	当初	勤務意欲向上のため、希望降任制度を導入する。				
	(修正)	職員の勤労意欲の向上及び組織の活性化を図るため、希望降任制度を適切に運用する。				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	(修正)	規程の整備	実 施			
目 標	当初	職場環境の改善				
効 果	当初	組織の活性化				
担当する課	総 務 課					

具体的な実施計画

項目番号		15	改革の具体的施策		3-(1)公共投資の重点化とコスト縮減		
			実施項目		投資的事業の抑制と工事コストの縮減		
現状・課題	当初	災害復旧、復興対策事業等の実施で起債残高は非常に多額となり、実質公債費比率が大変高い比率（28.2%）である。実質公債費比率を基準（18%）以下に改善する対策が必要である。（公債費負担適正化計画の策定）					
	現状 (21年4月)	平成19年2月に公債費の適正管理を行うことを目的に「公債費負担適正化計画」を策定した。また、21年度中に「洞爺湖町財政健全化計画」を策定する。					
改革の内容	当初	財政健全化を目指し、実質公債費比率を18%以下に改善するため、当面の期間は原則、起債事業の新規事業を凍結し継続事業においても見直し、実施期間の延伸を図る。					
	(追加)	<p>◇投資的経費は政策的財源であるが、極めて厳しい財政状況から、住民生活に影響するものや財政健全化を図るうえで必要なものを除き実施しない。</p> <p>【平成23年度以降】</p> <p>◇23年度以降においても起債発行は極力抑制し公債費の低減に努め、一般会計ベースで単年度10,000千円の削減をおこなう。</p>					
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
	(追加)	<p>原則として新規起債事業の凍結、継続起債事業見直し（基準比率18%以下に改善するまで継続）</p> <p style="text-align: right;">普通建設事業の抑制</p>					
目	当初	公債費負担適正化計画を策定し、10ヶ年以内に基準比率を18%以下に改善					
標	(追加)	◇当面の期間は原則、起債事業の新規事業を凍結する。					
効	当初	実質公債費比率の抑制					
果	(追加)	投資的事業の抑制				△10,000千円	
担当する課	全 課						

具体的な実施計画

項目番号	16	改革の具体的施策	3-(1)公共投資の重点化とコスト縮減			
		実施項目	町単独事業の効率的な実施方法を検討			
現状・課題	当初	町単独事業は所管する課において発注・管理・執行しているため、それぞれで発注・管理・執行コストが発生している。限られた予算において最大に効果を得るためには、類似している又は重複している事業について、統合を含め見直しする必要がある。				
改革の内容	当初	<p>バス事業（スクールバス、福祉バス、生活路線バス）については、検討組織を設置し整理・見直しを含む一体的な実施の検討を実施する。</p> <p>公共施設の保守管理については、集中管理を徹底し業務ごとの一括契約を実施する。</p>				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		バス事業の検討 (検討組織の設置)		実 施		
		施設保守管理の検討		実 施		
目 標	当初	<p>1 バス事業の一体的な実施</p> <p>2 保守管理費の10%以上の削減（平成18年度対比）</p>				
効 果	当初	バス事業	経費の節減			
		保守管理費	△2,500千円	△2,500千円	△2,500千円	△2,500千円
果	(修正)	バス事業	経費の節減			
		保守管理費	△603千円	△603千円	△2,500千円	△2,500千円
担当する課	健康福祉課 管理課 総合支所 企画防災課 環境課 総務課					

具体的な実施計画

項目番号	17	改革の具体的施策	3-(1)公共投資の重点化とコスト縮減			
		実施項目	大規模事業の抑制			
現状・課題	当初	大規模事業（ハード・ソフト）の実施については、事業の確定前（予算措置前）に新規、継続事業について総合的に費用対効果、事業優先度を検証するシステムが必要である。				
	現状 (21年4月)	平成19年度から事務事業評価制度を導入するとともに、経営会議を設置し、評価結果に基づき次年度に向けた改革方針を決定している。 * 洞爺湖町経営会議設置規程（H19.10.31 施行）				
改革の内容	当初	大規模事業（ハード・ソフト、新規・継続事業含む）の実施にあたっては、総合的に費用対効果や事業優先度を検証する組織として、経営会議を設置し施策、方針、計画等の重要案件を決定する。				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標	当初	公債費負担適正化計画に基づく政策の選択と集中				
効果	当初	懸案事項など行政課題への適正かつ効果的な執行				
担当する課	総務課 企画防災課 税務財政課					

具体的な実施計画

項目番号		18	改革の具体的施策		3-(2)事務的経費の見直し			
			実施項目		需用費等の節減目標の設定			
現状・課題	当初	需用費等の節減については、集中管理方式等により節減努力を実施しているところであるが、出納管理の実施や消耗品等の更なる節減が必要である。						
改革の内容	当初	<p>需用費等の節減に向け、次の取組を実施する。</p> <p>1 主要な消耗品については、簡易な自己申告制による出納管理を実施する。</p> <p>2 両面印刷の実施、プレビュー機能の活用、電子決裁システム等の導入によるコピー用紙とファイルの削減</p> <p>3 業務以外のコピー用紙使用に対する料金徴収の導入</p> <p>4 メールの有効活用による通信運搬費の削減</p> <p>5 不要コピー用紙のリサイクルの徹底による手数料の削減</p>						
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		
		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin: 0 auto; position: relative;"> ▶ </div> <p style="margin: 0;">実 施 ・ 継 続</p>						
目標	当初	コピー用紙とファイルの月使用量を20%(平成18年度対比)削減	コピー用紙とファイルの使用量を60%(平成18年度対比)削減					
効果	当初	△900千円	△7,000千円	△7,000千円	△7,000千円	△7,000千円		
果	(修正)	△3,636千円	△5,734千円	△5,734千円	△7,000千円	△7,000千円		
担当する課	全 課							

具体的な実施計画

項目番号		19	改革の具体的施策	3-(2)事務的経費の見直し		
			実施項目	管理的経費の縮減		
現状・課題	当初	管理的経費は毎年上昇している傾向にある。今後は施設の維持管理費、公用車、事務機器の削減を中心に努力目標を定めて縮減する必要がある。				
改革の内容	当初	管理的経費の削減に向けて次の事項を実施する。 1 施設の維持管理費は、今後2年間で総額の10%以上を削減する。 2 公用車は、各課に配置されている車両全てを一括管理し、利用状況を見極めつつ台数の削減を図る。また、車両更新時には小型化への移行を実施する。 3 事務機器は、事務機器統廃合計画を定め、今後4年間で7台以上を削減する。				
	(追加)	施設の統合を図り、維持管理経費を削減する。 ◇火葬場の統廃合(21年度 △755千円、22年度 △755千円) ◇保育所の統合を検討				
		【平成23年度以降】 ◇給食センター統合(24年度 △9,000千円) ◇公衆浴場「松の湯」の廃止(24年度 △6,000千円)				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		検討(施設)	実施・継続(施設)			
		実施・継続(公用車)				
		検討(事務機器)	実施・継続(事務機器)			
目標	当初	施設：平成19年度3%以上削減、平成20年度以降10%以上の削減（平成18年度対比） 公用車：車両一括管理により台数削減と、小型化移行による経費の節減 事務機器：平成20年度に事務機器を4台以上削減、平成21年度に事務機器を3台以上削減				
効果	(当初)	施設(削減)	△17,000千円	△58,000千円	△58,000千円	△58,000千円
		公用車	車両台数の削減及び管理費の節減			
		事務機器		△1,800千円	△2,400千円	△2,400千円
果	(修正)	施設(削減)			△755千円	△755千円
		公用車	△2,000千円	△2,000千円	△2,000千円	△2,000千円
		事務機器	△1,400千円	△3,067千円	△3,067千円	△3,067千円
担当する課	全 課 環 境 課 総 務 課					

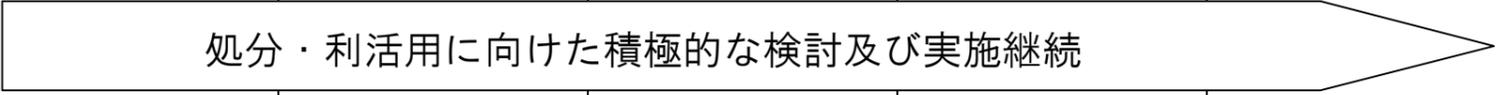
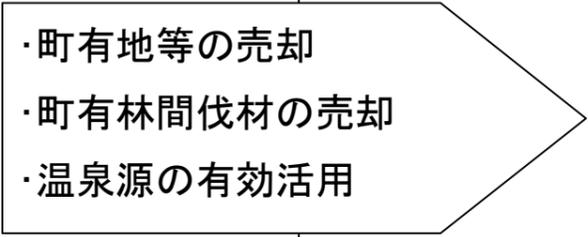
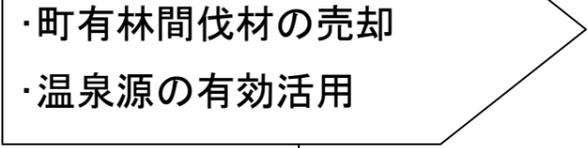
具体的な実施計画

項目番号		19-2	改革の具体的施策	3-(2)事務的経費の見直し		
			実施項目	管理的経費の縮減		
現状・課題	当初	管理的経費は毎年上昇している傾向にある。今後は施設の維持管理費、公用車、事務機器の削減を中心に努力目標を定めて縮減する必要がある。				
改革の内容	(追加)	<p>管理的経費の削減に向けて次の事項を実施・検討する</p> <p>◇経常的経費の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合支所庁舎管理業務の見直し(庁舎警備業務の一元化) ・公用車削減、職員被服貸与の見直し(貸与凍結) ・ロードヒーティングの区間調整(一部廃止) ・施設閑散期(冬期)の休館 [入江・高砂貝塚館、虻田郷土資料館、洞爺湖芸術館] ・街路灯等の総点検と設置見直し ・集会所設置備品(テレビ等)の検討 ・管理経費節減に向けた公園管理の検討 <p>◇内部管理経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の電気料節減(デマンド監視装置の設置検討) ・郵便料等の削減の検討 ・旅費、消耗品、保守点検委託業務の見直し <p>◇職員対応による業務の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎管理業務の見直し(職員による土日祝祭日の日直及び庁舎内清掃の実施) 				
年度別計画	(追加)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・職員被服貸与の見直し(貸与凍結) ・総合支所庁舎管理業務の見直し </div>				
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎管理業務の見直し ・ロードヒーティング区間調整 ・施設閑散期(冬期)の休館 ・庁舎等の電気料節減ほか </div>				
目標	(追加)	◇毎年上昇する傾向にある管理的経費を徹底して削減する。				
効果	(追加)	◇被服貸与凍結	△359千円	△359千円	△389千円	△389千円
		◇総合支所庁舎管理業務の見直し	△5,554千円	△5,554千円	△5,554千円	△5,554千円
		◇本庁舎管理業務の見直し、消耗品等の削減			△2,000千円	△2,000千円
		◇ロードヒーティングの区間調整			△1,120千円	△1,120千円
		◇施設閑散期(冬期)の休館(3施設)			△1,400千円	△1,400千円
担当する課	全 課					

具体的な実施計画

項目番号	20	改革の具体的施策	3-(2)事務的経費の見直し			
		実施項目	物品等購入先の検討			
現状・課題	当初	<p>指名競争入札参加者指名基準運用方針に基づき、物品等の購入を実施している。地域経済の活性化と競争性のバランスを考慮しながら地元業者育成の定義と範囲を整理する必要がある。</p>				
改革の内容	当初	<p>限られた財源を有効に活用するため、新たな規程を設け地元業者育成の定義と範囲の見直しを実施する。</p>				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		見直し検討及び規程の整備		規程に基づく実施		
目標	当初	<p>地元業者育成の定義と範囲の明確化</p>				
効果	当初	<p>透明性の確保、経費の節減</p>				
担当する課	総務課					

具体的な実施計画

項目番号	21	改革の具体的施策	3-(3)遊休財産の適正管理			
		実施項目	遊休財産の処分と活用方法の検討			
現状・課題	当初	遊休財産は普通財産として管理しているが、厳しい財政状況を考慮し処分又は利活用の積極的な推進が必要である。				
改革の内容	当初	厳しい財政状況や管理経費の縮減を図るため、次の事項について積極的に検討する。 1 長期貸付地の借受人への売却 2 処分候補地の積極的な売却 3 花和小学校を含む廃校した施設の利活用				
	(追加)	行政財産、普通財産を問わず、今後、行政目的としての活用が見込めない土地等については、積極的に売却を進めるとともに、町有林の適切な管理を目的に間伐を行い、新たな財源として間伐材を売払い、町の財源不足の補填財源とする。また、未利用の温泉源の有効活用を図る。 ◇町有地等の売却 ◇町有林間伐材の売却 ◇温泉源(洞爺地区)の有効活用				
	【平成23年度以降】 ◇町有地等の売却(23年度 21,000千円、24年度 20,000千円) ◇町有林間伐材の売却(23年度 1,000千円)					
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
						
(追加)	(追加)					
						
目標	当初	積極的な売却及び利活用の推進				
効果	当初	1 財源の確保 2 管理経費の縮減 3 利活用による地域活性化				
	(追加)	◇町有地等の売却				13,000千円
		◇町有林間伐材の売却				1,000千円
担当する課	総務課 全課					

具体的な実施計画

項目番号		22	改革の具体的施策	3-(4)補助金等の整理合理化		
			実施項目	補助金等の効果、役割の再点検などによる総額の縮減・廃止		
現状・課題	当初	補助金等の交付は、行政サービスを補完する公共的サービスとして重要な役割を担っているが、長期化による既得権化の傾向がみられるなど、公平性・透明性・公益性の観点から統一した交付基準の策定が必要である。				
改革の内容	当初	補助金等の交付については、更なる公平性・透明性・公益性を図るため、補助金等の見直し基準に基づき実施する。				
	(追加)	平成21年度をもって現状の補助金をいったん白紙に戻したうえで、平成22年度の補助金の採択にあたっては「補助金等の見直し基準」に照らし合わせ、支出の根拠、効果、及び受益度等を検証しながら、抜本的な見直しを図る。				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		基準の制定	基準に基づく見直しの実施			
	(追加)				・審査要領整備 ・補助金審査	補助金の新規採択
目標	当初	公平性・透明性・公益性の確保				
効果	当初	経費の節減				
	(追加)	ゼロベースからの見直し(22年度新規採択)				△3,000千円
担当する課	全 課					

具体的な実施計画

項目番号		23	改革の具体的施策		3-(5)町税等の歳入確保と負担の適正化		
			実施項目		町税等の徴収率の向上		
現状・課題	当初	町税等の徴収率は、各部署において努力しているところであるが向上していない。負担の公平の原則から徴収方法等を検討し更なる徴収率の向上を図る必要がある。					
改革の内容	当初	徴収率の向上を目指し、次の事項を実施する。 1 支払いやすい体制の整備として、コンビニエンス収納及びクレジットカードによる納入方法の検討 2 換価を前提とした法的措置の実行（対応するセクションの設置）					
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 収納対策（法的措置）に対応するセクションの設置 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 換価を前提とした収納対策の実行 </div>			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> コンビニエンス収納等の導入に向けた調査研究 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> コンビニエンス収納委託開始 </div>			
目標	当初	税、税外収入金の徴収率向上（滞納繰越額の縮減）					
効果	当初		47,000千円	15,800千円	15,000千円	15,000千円	
担当する課	全 課						

具体的な実施計画

項目番号	24	改革の具体的施策	3-(5)町税等の歳入確保と負担の適正化			
		実施項目	減免・減額規定等の抜本的見直し			
現状・課題	当初	税及び税外料金ごとに規程を設け実施しているが、税外料金は統一した明確な減免・減額基準の整理、税は既存の減額規定等の見直しが必要である。				
改革の内容	当初	<p>受益者負担の適正化を図るため次の見直しを実施します。</p> <p>1 税外料金については、使用料・手数料の設定における基本方針に基づき実施する。</p> <p>2 国際観光ホテル整備法に基づき登録された旅館等に対する不均一課税制度については、創設時の目的とこれまでの効果を整理し、積極的に見直しを図る。</p>				
	(追加)	<p>受益者負担の適正化を図るため次の見直しを実施する。</p> <p>◇集会施設の受益者負担を適正化(減免規定等の見直し)する。</p> <p>◇体育施設及び社会教育施設等の受益者負担を適正化(減免規定等の見直し)する。</p> <p>【平成23年度以降】</p> <p>◇国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル等に対する20%の軽減措置を平成27年度から見直す。(現有分は、平成26年度までの適用とする。) 27年度:30,000千円</p>				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		方針の策定	方針に基づく料金の検証	実 施		
		不均一課税制度の見直し・検討				
	(追加)				集会施設及び体育施設等の受益者負担見直し	
目標	当初	<p>1 受益者負担の適正</p> <p>2 不均一課税の適用年限の設定</p>				
効果	(追加)	<p>◇集会施設の受益者負担の適正化(減免等見直し)</p> <p>◇体育施設及び社会教育施設等の受益者負担を適正化(減免・減額規定等の見直し)</p>			効果額は、項目番号26にまとめて掲載した。	
担当する課	全 課					

具体的な実施計画

項目番号		25	改革の具体的施策	3-(5)町税等の歳入確保と負担の適正化		
			実施項目	受益者負担の適正化		
現状・課題	当初	使用料・手数料は合併協議されており、手数料については統一しているが施設使用料については旧町村の料金体系をそのまま引き継いでいるため料金体系の統一が必要である。				
改革の内容	当初	受益者負担の適正化を図るため使用料・手数料の設定における基本方針に基づき、料金統一を図る。				
	(追加)	<p>受益者負担の適正化を図るため次の見直しを実施する。</p> <p>◇ソフト事業の受益者負担の見直しを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ負担金の改定 ・一般入浴助成事業使用料の改正 ・高齢者入浴助成事業利用者負担金の改正(100円⇒150円) <p>◇保育料金を改定する。 ◇広報紙等の町外送料を徴収する。</p>				
	<p>【平成23年度以降】</p> <p>◇受益者負担のあり方や利用者実態調査による検証を行い、低所得者に配慮しながら平成23年度から高齢者交通費助成事業の有料化を図る。(23年度:1,000千円)</p>					
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		方針の策定	方針に基づく料金の検証	実 施		
(追加)				<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ負担金改定 ・各入浴助成事業使用料等改定 ・広報紙等の送料徴収 		<ul style="list-style-type: none"> 保育料金改定
目標	当初	受益者負担の適正化				
効果	(追加)	◇受益者負担の見直し	放課後児童クラブ	360千円	360千円	
			一般入浴助成事業	470千円	940千円	
			高齢者入浴助成事業	1,150千円	2,300千円	
			松の湯管理運営事業	160千円	280千円	
			保育所管理運営事業		1,000千円	
担当する課	全 課					

具体的な実施計画

項目番号	26	改革の具体的施策	3-(5)町税等の歳入確保と負担の適正化			
		実施項目	公共施設の有料化に向けた検討			
現状・課題	当初	各公共施設の使用料等が無料（町民）となっている施設がある。受益者負担の適正化の観点から有料化に向けた検討が必要である。				
改革の内容	当初	使用料・手数料の設定における基本方針に基づき受益者負担の適正化を図ったうえで、町民を含めた有料化を実施する。				
	(追加)	<p>受益者負担の適正化を図るため次の見直しを実施する。</p> <p>◇町民利用が無料となっている体育施設及び社会教育施設等の受益者負担(使用料)を適正化する。また、あわせて学校開放事業の有料化を図る。</p>				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		方針の策定	料金体制整備	実 施		
	(追加)					集会施設、社会体育施設、社会教育施設等の受益者負担の見直し
目標	当初	受益者負担の適正化				
効果	(追加)	◇町民利用が無料となっている体育施設及び社会教育施設等の受益者負担を適正化する。また、あわせて学校開放事業の有料化を図る。				1,000千円
担当する課	全 課					

具体的な実施計画

項目番号	27	改革の具体的施策	3-(5)町税等の歳入確保と負担の適正化			
		実施項目	あらたな財源の調査・検討			
現状・課題	当初	現状の自主財源では限りがあるので、新たな財源を検討する。				
改革の内容	当初	あらたな財源の確保をするために、次の事項を検討する。 1 有料広告（ホームページ・公用車・建物）制度は可能性を検討したうえで実施する。 2 公共駐車場の有料化の導入				
	(追加)	あらたな財源を確保するために、次の事項を実施する。 ◇有料広告(ホームページ・広報) ◇堆肥有料化(花美館) ◇町有地の有料駐車場化検討(月極め・臨時) ◇庁舎等の多目的スペースの有効活用				
		【平成23年度以降】 町が直面する財政危機の中で、住民が必要とするサービスをできる限り維持するために、町民の理解と協力を得ながら時限的(2年間)に固定資産税の超過課税を実施する。				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		導入の検討・規程の整備		実施（有料広告・公共駐車場）		
	(追加)	・有料広告による収入確保(ホームページ・広報紙)			・堆肥有料化(花美館) ・有料駐車場の検討 ・多目的スペース活用	
目標	当初	自主財源の確保				
効果	(当初)	歳入の増				
	(修正)	広告料 160千円	298千円	310千円	250千円	250千円
		◇堆肥有料化				300千円
	(追加)	【平成23年度以降】 ◇固定資産税の超過課税の実施(平成24年度及び25年度 2年間) 土地、家屋、償却資産ともに課税標準額の1.4%⇒1.5%(プラス0.1%) [平成24年度 42,000千円 平成25年度 42,000千円]				
担当する課	全 課					

具体的な実施計画

項目番号	28	改革の具体的施策	4-(1)事務事業の再編・整理、廃止・統合			
		実施項目	各課に行革担当を置く			
現状・課題	当初	行政改革大綱、集中改革プラン策定後の見直し、点検なども含めて常に実情にあった改革をする必要があるため、各課に行革担当を設置する必要がある。				
改革の内容	当初	行財政改革の進行管理のため、各課等に行革担当を配置し進行管理の徹底を図る。				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		行革担当配置	進行管理の徹底・継続			
目標	当初	各課1名の配置				
効果	当初	行政改革の全庁的な管理体制の確立				
担当する課	全 課					

具体的な実施計画

項目番号	29	改革の具体的施策	4-(1)事務事業の再編・整理、廃止・統合			
		実施項目	事務事業評価制度導入の検討			
現状・課題	当初	事務事業評価制度の導入は実施していないが、今後の行政需要への対応や国、地方を含めた厳しい財政状況を踏まえて事務事業の必要性等を精査・検討する必要がある。				
	現状 (21年4月)	平成19年度から事務事業評価制度を導入し、既存事務事業の総点検を行いながら次年度以降の改善・改革方針を決定している。				
改革の内容	当初	公的関与のあり方（行政の守備範囲）を整理したうえで、事務事業評価を導入する。				
	(追加)	<p>事務事業評価の結果に基づき、事務事業の再編・整理、廃止・統合を進める。</p> <p>◇社会福祉協議会への委託事業見直し(21年度 △330千円、22年度 △330千円))</p> <p>◇単独扶助事業(長寿祝い金)の見直し(21年度 △1,850千円、22年度△1,850千円)</p> <p>◇リサイクル花美館のあり方を検討 ◇町立高校のあり方検討</p> <p style="text-align: center;">*平成19年度事務事業評価の効果額 △55,514千円(20年度反映)</p> <p style="text-align: center;">国際彫刻ビエンナーレ事業の休止ほか</p>				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		制度導入の検討		制度導入・見直し・継続		
		事務事業の見直し（再編・整理、統合、廃止）				
	(追加)		事務事業評価の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・社協への委託業務見直し ・長寿祝い金見直し ・花美館のあり方検討 ・町立高校のあり方検討 	
目標	当初	評価と連動した予算編成と執行管理等のシステムづくり				
効果	(追加)	事務事業評価導入の効果 (再編・整理・廃止・統合)		△55,514千円	△57,694千円	△57,694千円
担当する課	全 課					

具体的な実施計画

項目番号	30	改革の具体的施策	4-(2)民間委託等の推進			
		実施項目	施設の民間委託の推進			
現状・課題	当初	施設の管理等については、ほぼ直営で運営しているが、町民ニーズに即した効果、効率的な運営をするためにも、施設の民間委託については公的関与のあり方（行政の守備範囲）を整理し、民間委託の手法又は範囲を検討する必要がある。				
改革の内容	当初	施設の民間委託については、公的関与のあり方に関する基本方針及び民間委託等に関する基本方針に基づき実施する。				
	(追加)	公的関与のあり方（行政の守備範囲）を整理するとともに、公共施設（地区公園など）の里親制度導入を検討する。				
年度別計画		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	当初	公的関与のあり方基本方針策定	「公的関与のあり方」点検・検証			
	(追加)	民間委託等に関する基本方針策定	推進計画策定、進行管理・事前事後評価			
目標	当初	「民間にできることは民間に委ねる」民間活力の導入				
効果	当初	1 行政サービスの効率化 2 経費節減				
担当する課	全 課					

具体的な実施計画

項目番号	31	改革の具体的施策	4-(2)民間委託等の推進			
		実施項目	指定管理者制度導入に向けた調査検討			
現状・課題	当初	指定管理者制度を導入した施設はないが、町民ニーズに即した効果、効率的な運営をするためにも、公的関与のあり方（行政の守備範囲）を整理し、導入に向けた調査検討をする必要がある。				
	現状 (21年4月)	平成21年度から次の4施設に対して指定管理者制度を導入した。 ・夕日ヶ丘パークゴルフ場 ・洞爺湖森林博物館 ・洞爺いこいの家 ・洞爺水辺の里財田キャンプ場				
改革の内容	当初	指定管理者制度の導入については、公的関与のあり方に関する基本方針及び民間委託等に関する基本方針、指定管理者制度導入に関する基本方針により実施する。				
	(修正)	事務事業評価制度における施設評価をもとに、21年度から移行した指定管理者制度導入施設の状況も見極めながら、公の施設の管理のあり方を検討する。				
年度別計画		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	(当初)	公的関与のあり方基本方針策定	「公的関与のあり方」点検・検証			
	民間委託等に関する基本方針策定	推進計画策定、進行管理・事前事後評価				
	指定管理者制度導入に関する基本方針策定	公の施設の管理運営の検証、制度の導入				
	(修正)				制度の導入・実施	
目標	当初	「民間にできることは民間に委ねる」民間活力の導入				
効果	(当初)	1 公の施設の管理運営の効率化		2 経費節減		
	(修正)	◇指定管理者制度の導入・実施(4施設) ・夕日ヶ丘パークゴルフ場 ・洞爺湖森林博物館 ・洞爺いこいの家 ・洞爺水辺の里財田キャンプ場			△2,089千円	△2,089千円
担当する課	総務課 全課					

具体的な実施計画

項目番号	32	改革の具体的施策	4-(2)民間委託等の推進			
		実施項目	事業の民間委託の推進			
現状・課題	当初	事業の運営については一部民間委託で実施しているが、行政需要への対応や権限移譲の状況を見極めつつ、公的関与のあり方（行政の守備範囲）を整理し、民間委託の手法又は範囲を検討する必要がある。				
改革の内容	当初	事業の民間委託については、公的関与のあり方に関する基本方針及び民間委託等に関する基本方針に基づき実施する。				
	(追加)	広域連合による共同事務の検討を進める。				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">公的関与のあり方に関する基本方針策定</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%; text-align: center;">「公的関与のあり方」点検・検証</div>			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">民間委託等に関する基本方針策定</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%; text-align: center;">推進計画の策定、進行管理・事前事後評価</div>			
目標	当初	「民間にできることは民間に委ねる」民間活力の導入				
効果	当初	1 行政サービスの効果的・効率化 2 経費節減				
担当する課	全 課					

具体的な実施計画

項目番号	33	改革の具体的施策	4-(3)各事務事業の改善推進			
		実施項目	文書管理システム等の導入による事務の簡素化			
現状・課題	当初	文書管理システム等とL G W A N (文書交換システム)の連携を図り、文書経費(紙、保管場所等)の節減や事務効率の向上に向けた導入体制の整備が必要である。				
	現状 (21年4月)	平成19年度から文書管理システムを導入し、文書経費の削減や事務効率の向上を図っている。				
改革の内容	当初	事務の簡素化を図るため、文書管理システムの導入が予定されていない部署へのパソコン配置を含め、早期導入を目指す。				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		システム等の周知・切替		システムの本格稼動・未導入部署への導入		
目標	当初	適正な文書管理の徹底				
効果	当初	1 事務能率の向上 2 情報公開の迅速化 3 文書経費の節減				
担当する課	総務課 全課					

具体的な実施計画

項目番号	34	改革の具体的施策		4-(3)各事務事業の改善推進		
		実施項目		外郭団体の経営健全化		
現状・課題	当初	<p>[土地開発公社] 平成17年度決算においては、保有地の売却、賃貸により純利益を計上しているが、今後はさらなる経営努力を行い借入金の圧縮を図る必要がある。</p> <p>[第三セクター] 施設等の運営を町が委託しているが、第三セクターの役割など公的関与のあり方等の点検をする必要がある。</p>				
	現状 (21年4月)	<p>[土地開発公社] 平成20年度決算内容として、土地保有面積は221,907㎡、棚卸資産額は303,957千円、借入金額290,000千円となっている。また、単年度決算で当期純損失は8,721千円の計上額となっている。噴火災害以降、土地の評価額が下降しており経済不況の影響も相まって、取得時価格と処分時価格とに開きを生じる状況にある。</p> <p>今後、長期保有地の売却処分を進め経営健全化に努めるとともに、さらなる借入金の圧縮を図る必要がある。</p>				
改革の内容	当初	<p>[土地開発公社] 社会情勢や経済環境の変化等によって取得した用地売却や未収金の早期回収により経営健全化を推進する。</p> <p>[第三セクター] 町は第三セクターとの関与のあり方を検討するとともに、運営の指導等に積極的に取り組む。</p>				
	(修正)	<p>[土地開発公社] 町の先行取得依頼等による公有地の処分については、町の財政状況を踏まえ計画的に進める。また、未収金の回収については早期解消に向け取り組む。</p> <p>処分前の保有地は、賃貸契約による事業外収益を図るべく、駐車場等用地としての活用に努める。</p>				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標	当初	◇土地開発公社：借入金の抑制		◇第三セクター：公的関与の縮小		
	(修正)	◇土地開発公社：借入金の抑制と解消				
効果	当初	◇土地開発公社：経営健全化		◇第三セクター：自立性の向上		
担当する課	企画防災課		観光振興課			

具体的な実施計画

項目番号		35	改革の具体的施策	4-(3)各事務事業の改善推進				
			実施項目	公営企業、特別会計の経営健全化				
現状・課題	当初	<p>特別会計については6会計（国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、観光施設特別会計）、公営企業会計については水道事業として各事業を執行している。</p> <p>各会計については、独立採算の原則に基づき収入の確保や経費の節減を行い、一般会計からの制度的繰入金以外の繰入金を圧縮する必要がある。</p>						
改革の内容	当初	<p>一般会計と同様の行財政改革を行い、収入の確保、経費の節減、民間委託の推進等を進めるとともに、合併協議による料金体系の経過措置を設けている会計は、健全経営可能な適切な料金体系に統合するよう努める。</p> <p>また、公営企業会計については経営健全化計画を策定し明確な目標数値を掲げることとする。</p>						
	(追加)	<p>受益者負担の適正化、内部管理経費の削減に積極的に取り組み、効率的な運営を確立し、一般会計からの繰出し金等を削減する。</p> <p>◇経過措置による旧町村の国民健康保険税の統一化を図る。(不均一税率の改正)</p> <p>◇国民健康保険特別会計における内部管理経費を削減する。</p> <p>【平成23年度以降】</p> <p>◇国民健康保険税の統一(不均一税率改正 23年度:12,000千円)</p> <p>◇下水道会計における赤字解消策として、5%の料金改定を行う。(25年度:10,000千円)</p>						
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		
	(追加)							
目標	当初	一般会計からの繰入金の削減（独立採算性の原則）						
効果	当初	1 公営企業、特別会計の経営健全化		2 繰入金の削減				
	(追加)	◇国民健康保険税の統一(不均一税率改正)					6,000千円	
		◇国民健康保険特別会計における内部管理経費の削減					△2,000千円	
担当する課		健康福祉課	住民課	上下水道課				観光振興課

具体的な実施計画

項目番号		36	改革の具体的施策	5-(1)インターネットを活用した住民サービスの向上				
			実施項目	ITの有効活用による住民サービスの向上				
現状・課題	当初	町ホームページによるサービス（情報提供、申請書ダウンロード、施設予約等）を実施しているが、今後は公的個人認証サービスや北海道プラットフォーム構想（HAPR）等を有効に活用し、行政手続きにおける情報通信の技術の利用に関する法律の趣旨を踏まえ、電子申請等（オンラインサービス）の導入について検討する必要がある。						
改革の内容	当初	<p>オンラインによる住民サービスの向上を目指し、次の事項を実施する。</p> <p>1 ホームページによるサービスとして情報量の充実、使用頻度の高い申請書ダウンロードの公開、施設予約の早期完全実施を図る。</p> <p>2 電子申請システムについては、町民の意向を確認しつつ導入に向けた体制の整備及び問題点や課題を整理したうえで実施するよう努める。</p>						
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		
目標	当初	<p>1 見やすい、使いやすいホームページの構築</p> <p>2 全道規模での情報化の推進</p>						
効果	当初	<p>1 住民サービスの向上 2 付加機能の活用</p>						
担当する課	総務課 全課							

具体的な実施計画

項目番号		37	改革の具体的施策	6-(1)窓口事務の効率化と窓口サービスの充実						
			実施項目	窓口サービスの充実						
現状・課題	当初	<p>所管する担当課ごとに対応しているが、将来的には窓口サービスの向上・充実を図るため検討が必要である。</p>								
改革の内容	当初	<p>窓口事務の効率化と窓口サービスの充実を図るため、次の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 来庁舎の事務手続きのための移動が極力少なくなる課の配置を検討 2 総合業務マニュアルの作成 								
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度				
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; text-align: center;"> 窓口構成の検討 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; text-align: center;"> 改善・実施 </div>						
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; text-align: center;"> 業務マニュアルの検討・作成 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; text-align: center;"> 実施・見直し・継続 </div>						
目標	当初	<p>窓口レイアウト、窓口業務フローの改善</p>								
効果	当初	<p>効果的、効率的な行政サービスの提供</p>								
担当する課	<p>全 課</p>									

具体的な実施計画

項目番号	38	改革の具体的施策	6-(2)地域協働の推進			
		実施項目	町民参画と協働によるまちづくりの推進			
現状・課題	当初	開かれた町政の推進のため、町の施策に対し広く町民に意見を求めるとともにNPOやボランティア又は各種団体との連携を促進し、町民参加と協働によるまちづくりが必要である。				
改革の内容	当初	<p>町民参画と協働によるまちづくりを進めるため、次の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 NPO、ボランティア、各種団体と連携したまちづくりの推進 2 パブリックコメントによる町民参画の実施 3 ワークショップの活用による町民参画の実施 4 モニター制度導入に向けた調査研究の実施 				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		<p style="text-align: center;">ワークショップの活用</p> <p style="text-align: center;">パブリックコメント・モニター制度の調査検討</p> <p style="text-align: center;">実施・継続</p>				
目標	当初	町民との協働による開かれた町政の実現				
効果	当初	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民と行政のパートナーシップの構築 2 町民の町政参画機会の拡充 				
担当する課	全 課					

具体的な実施計画

項目番号	39	改革の具体的施策	6-(3)情報提供の推進			
		実施項目	広報誌・ホームページのさらなる充実			
現状・課題	当初	<p>多様化する町民ニーズに対応し、円滑に町政の推進を図るため、町がどのような施策を進めているのか常に情報を提供し、町民の理解と協働によるまちづくりを進めることが必要である。</p>				
改革の内容	当初	<p>広報誌、ホームページによる情報提供の内容の充実を図るとともに、パブリックコメントを広く求め、町民の声を行政に反映できる仕組みを構築する。</p>				
年度別計画	当初	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 80px; position: relative; margin: 10px 0;"> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-weight: bold;">情報提供の内容充実・意見公募</div> </div>				
目標	当初	地域協働の推進				
効果	当初	町民に対する説明責任の向上				
担当する課	全 課					